社会福祉法人キューピット福祉会

役員報酬規程

社会福祉法人キューピット福祉会

社会福祉法人キューピット福祉会役員報酬規程

（総則）

第１条　この規程は、社会福祉法人キューピット福祉会（以下「法人」という。）定款第８条及び第 21 条の規定に基づき、役員（理事及び監事)及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

（役員等の勤務形態）

第２条　当法人における役員等の勤務形態を次の通りに区分する。

（１）常勤理事　　理事のうち継続かつ定期的に就業する役員で、週５日以上勤務するものをいう

（２）非常勤役員等　役員等のうち常勤理事以外のものをいう

（常勤役員の報酬等の算定方法）

第３条　常勤役員に対する報酬額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）　報酬については別表１に定める額

（２）　賞与について別表２に定める額

（３）　退職金については別表３に定める額

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第４条　非常勤役員及び評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）その他の非常勤理事の報酬については別表４に定める額

（２）監事の報酬については別表５に定める額

（３）評議員の報酬については別表６に定める額

（４）退職金については支給しない

（報酬等の総額）

第５条　理事に対する報酬総額は、年間 7,800,000 円を超えない範囲で、報酬を支給することができる。(別添 2)

２　監事に対する報酬総額は、年間 300,000 円を超えない範囲で、報酬を支給することができる。(別添 3)

（当法人職員給与との併給）

第６条　当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支払方法）

第７条　報酬の支給は、その都度現金にて支給する。

２　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

３　賞与については、毎年６月　12 月　３月とする。

４　退職金については、任期満了、辞任または死亡により退職した後、２カ月以内に支給す

る。

ただし、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者についてはその遺族に支払うものとする。

（報酬等の日割り計算）

第8条　新たに理事長、常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2　理事長、常勤役員が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3　月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4　本条2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第9条　この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには次のとおり端数処理を行う。

（1）50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

（2）50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（交通費）

第10条　理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、交通費一覧表に基づき、その都度現金にて支払う。（別添1）

2　理事において施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

3　常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は社会福祉法人キューピット福祉会給与規程　第10条（通勤手当）、第11条（通勤手当の月額及び支給）に準ずる。

（費用弁償）

第11条　理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品郵送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書等を持って実費を支給する。

（出張旅費）

第12条　出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

2　交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。

3　宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。

4　宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日あたり5,000円を支給する。

5　その他出張中において用務に支出した通信費、物品郵送費及び雑費等は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

6　参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

（出張旅費の精算）

第13条　出張者は出張終了後、速やかに領収書等を添付して出張旅費を精算するものとする。

（改廃）

第14条　この規定の改廃は、評議員会の承認を得て行う。

（補則）

第 15 条　この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

（附則）

施行期日

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2019 年 11 月 1 日から施行する。（一部改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

この規程は、令和 4 年 11 月 8 日から施行する。（一部改正）

この規程は、令和 5 年 10 月 31 日から施行する。（一部改正）

この規程は、令和 7 年 3 月 25 日から施行する。（一部改正）

この規程は、令和 8 年 3 月 27 日から施行する。（一部改正）